

地域おこし協力隊の導入について

平成 28 年 11 月 24 日

市長 公 室

1 制度概要

地域おこし協力隊は、総務省が推進する制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

実施主体は地方公共団体であり、活動期間は概ね 1 年以上 3 年以下。隊員の活動に要する経費は、1 人あたり 400 万円を上限として特別交付税により措置されるもので、制度を活用した隊員の取組が全国各地に広がっている。

2 導入の趣旨

本市の人口は、平成 12 年をピークに人口減少に転じており、今後においても減少が続くものと見込まれている。特に、本市の周辺部や中山間地域において、人口減少とともに高齢化が進展し、地域産業や地域活動にその影響が出ている。

また、平成 27 年に策定した「盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地域おこし協力隊」制度の活用を検討事項としていることや、本市まちづくり研究所の「中山間地域の特性・魅力に関する研究」において、外部者との交流が中山間地域の活性化に有効であるとして、地域おこし協力隊の活用が提言されている。

これらのことから、「地域おこし協力隊」の多様な取組を活かし、本市の地域の振興に資することを目的とし、「地域おこし協力隊」を導入する。

3 地域おこし協力隊の活動内容

- (1) 農林業や特産品の振興に係る活動
- (2) 地域への誘客や交流に係る活動
- (3) 地域行事や伝統芸能の支援に係る活動
- (4) 地域ブランド等のプロモーションに係る活動
- (5) その他地域産業の振興など市長が必要と認める活動

4 隊員の勤務条件等

- (1) 募集対象
ア 20 歳以上の者

イ 3大都市圏をはじめとする都市地域等から、盛岡市を拠点として生活し、住民票を移動できる者

ウ 隊員としての任期（最長3年）終了後、盛岡市に定住を目指す、あるいは盛岡市に積極的な関わりを続けようとする者

(2) 勤務時間 週30時間以内とし、1日6時間勤務を基本とする。

(3) 身分・職 地方公務員法第3条3項3号（※1）に定める特別職非常勤職員

※1 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 雇用期間 1年ごとの更新で、最長3年とする。

(5) 報酬 155,400円（平成28年度事務嘱託の例による） ※調整中

(6) 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険及び公務災害補償有

(7) 活動に要する経費

住居や活動車両の借上費、活動に要する旅費等、作業道具や消耗品等に要する経費、関係者間の調整、意見交換等に要する事務的な経費について市が負担する。

(8) その他 ア 所属は活動内容を所管する課とする。

イ 隊員の任期終了後の定住を円滑に進めるため、予め市と協議し認められた場合においては、兼業を認める。

5 募集・選考

募集方法は公募により実施し、選考は、書類審査や面接によって行う。

6 隊員の活動に対する支援

任期中の隊員の活動については、隊員の所属課が指導・助言を行うとともに、企画調整課においても、所属課とともに、活動上の相談や定着・定住に向けた取組など総括的なサポートに努める。

7 平成29年度からの導入概要

平成29年度から、特産品の振興など地域が隊員の受入を希望している「大ケ生地区」に1名と、「渋民地区」に設置している総合交流ターミナル施設が開設から18年が経過し、宿泊客や利用客が減少し地域の交流施設としての機能が低下していることから、その機能の再生を目指すため「渋民地区」に1名の隊員を導入する予定である。

なお、地域産業の振興や地域の活性化など、本市の地域振興を図るため、その他の地域においても地域おこし協力隊の導入拡大に向けて検討を進める。

活動内容は、次に掲げる事項を基本とし、具体は市、地域関係者及び隊員が協議して決定する。

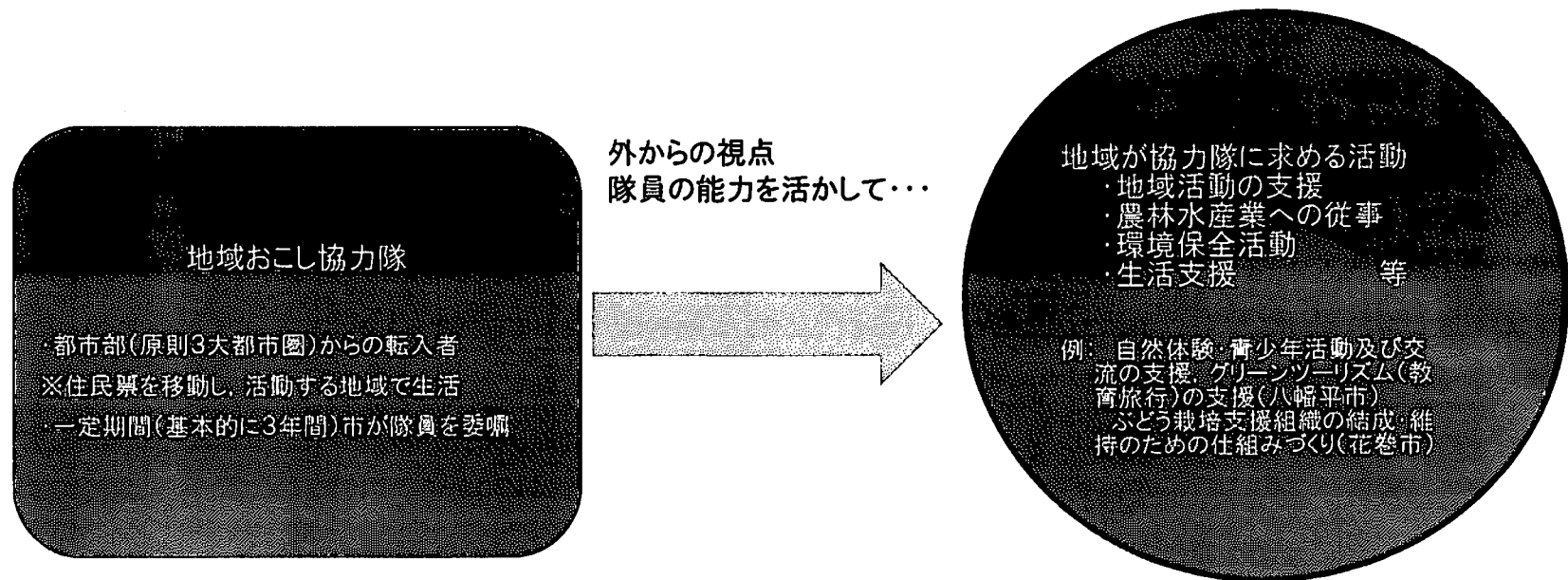
- (1) 農林業や特産品の振興に係る活動
 - ア 特産品（6次産業化）の開発
 - イ 特産物の販路拡大
 - ウ 特産品のブランド化，高付加価値化，PR
- (2) 地域への誘客や交流に係る活動
 - ア 総合交流ターミナル施設（ユートランド姫神）など地域拠点施設への誘客促進
 - イ 体験型グリーンツーリズムの企画，運営
- (3) 地域行事や伝統芸能の支援に係る活動
地域の伝統行事や祭事，イベントへの支援
- (4) 地域ブランド等のプロモーションに係る活動
 - ア ホームページやSNSを活用した地域の魅力・特産品の情報発信
 - イ 情報発信の拠点となる農家レストラン等の整備の検討
- (5) その他市長が必要と認める活動
地域振興のための調査・研究

8 今後のスケジュール

1月中旬～2月中旬	募集に係る説明会実施
2月上旬	募集開始
2月中旬～下旬	採用面接
4月以降	着任

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。活動期間は概ね1年以上3年以下であり、隊員の活動に要する経費は、1人あたり400万円(1年)を上限として特別交付税により支援されるものである。
- 平成27年度策定した「盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地域おこし協力隊の活用を検討することとしている。
また、市まちづくり研究所の「盛岡市における中山間地域の特性・魅力に関する研究について(平成27年度)」において、外部者との交流が中山間地域の活性化に有効であるとして、地域おこし協力隊の活用が提言されている。



1. 全国の隊員数の推移等

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
隊員数(人)	89	257	413	617	978	1,511	2,625
実施自治体数	31	90	147	207	318	444	673
うち都道府県数	1	2	3	3	4	7	9
うち市町村数	30	88	144	204	314	437	664

隊員の
約4割は女性

隊員の
約8割が
20歳代と30歳代

任期終了後
約6割が同じ地域に定住
※H27.3末調査時点

2. 県内の地域おこし協力隊受入状況(平成27年度特別交付税ベース)

自治体名	花巻市	久慈市	遠野市	一関市	二戸市	八幡平市	奥州市	西和賀町	金ヶ崎町	住田町	普代村	合計
受入人数	5	7	2	2	2	6	2	9	2	2	1	40